

精密工学会 北海道支部規則

(名称)

第 1 条 当支部は、精密工学会北海道支部という。

(事業)

第 2 条 支部の事業は、公益社団法人精密工学会定款 第 4 条の趣旨に従う。

2 支部の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり 1 月 31 日に終了する。

(支部会員)

第 3 条 北海道に勤務または住居する精密工学会会員をもって支部会員とする。

(役職)

第 4 条 支部の運営のため、以下の役職を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 1 名
- (3) 常任幹事 2 名 (庶務幹事 1 名、会計幹事 1 名)
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2 名
- (6) 商議員 若干名

2 役職者の母体となる商議員定数については、本部理事会が定める上限数を超えないものとする。

(選出方法)

第 5 条 商議員は、支部所属の正会員の互選によって選出する。

2 支部長、副支部長、幹事、監事は、商議員の中から互選によって選出する。

3 常任幹事（庶務幹事、会計幹事）は、幹事の中から支部長が委嘱する。

(職務)

第 6 条 支部長は支部を代表し、会務を総括する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故のときはその職務を代行する。

3 庶務幹事は支部長を補佐し、庶務に関する日常の会務を処理する。

4 会計幹事は支部長を補佐し、会計に関する日常の会務を処理する。

5 幹事は支部長を補佐し、会務を処理する。

6 監事は支部の事業および会計を監査する。

7 商議員は重要な会務を商議する。

(任期)

第 7 条 役職の任期は選任後 1 年とし、重任を妨げない。

- 2 役職者の中に欠員が生じたときは次点者で補う。ただし、補欠役職者の任期は前任者の残りの期間とする。

(会議及び議決)

第 8 条 商議員会議において諸般の報告、決算、予算の決議、その他必要な事項を決議する。議決内容及びその経緯につき議事録を作成し保存する。

- 2 商議員会及び幹事会は、必要に応じて支部長が招集する。
- 3 商議員会及び幹事会の決議は、過半数の出席（委任状を含む）と出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 支部長が必要と判断した場合は、商議員会及び幹事会にアドバイザーの出席を求めることができる。ただし、アドバイザーは決議の数に含まないこととする。
- 5 支部長は、当支部に所属する精密工学会正会員による支部総会を招集し、支部の活動状況、運営状況について報告しなければならない。その開催回数は、毎年度 1 回以上とする。

(会計)

第 9 条 支部の運営費は、本部から支給される支部活動運営費、支部講演会等事業の収入、及び外部からの寄付でまかなう。

- 2 支部の会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり 1 月 31 日に終了する。

(規則の変更)

第 10 条 本規則を変更する場合には、商議員会の決議により承認を得なければならない。

(雑則)

第 11 条 本規則にない事項は、公益社団法人 精密工学会 支部運営規定に準ずるものとする。

第 12 条 本規則に定めるもののほか、支部運営に関する必要な事項は別に定める。

附則

1. 本規則は昭和 48 年 4 月 21 日より実施する。
2. 本規則は昭和 62 年 4 月 25 日より実施する。
3. 本規則は平成 4 年 4 月 11 日より実施する。
4. 本規則は平成 22 年 4 月 23 日より実施する。
5. 本規則は平成 24 年 2 月 22 日より実施する。